

第49回山梨県環境保全審議会（平成29年3月24日開催）

審議事項(4) 資料

第2期山梨県第二種特定鳥獣 (ニホンザル)管理計画の策定について

みどり自然課

第2期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画（案）の概要

1 計画策定の目的及び背景

平成27年5月に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に伴い、計画体系が見直されたことを受け、同年同月に第1期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画を策定した。

同計画が平成28年度末に満了となるが、ニホンザルの生息状況、農林業被害状況を鑑み、ニホンザルの適正な管理を行うため、第2期山梨県第二種特定鳥獣管理計画を策定し、引き続き、個体数調整、被害防除対策、生息環境整備等を実施するものとする。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル（以下、「サル」という。）

3 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内27市町村のうち、サルの生息が確認され、対策が必要な以下の21市町村
富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、西桂町、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

5 第二種特定鳥獣の管理の目標

（1）現状

ア 生息状況

- ・南アルプス地域個体群、茅ヶ岳地域個体群、秩父個体群、三ツ峠個体群の四つの地域個体群が確認されている。
- ・加害群の数 63群

うち群れの頭数を把握できている加害群 48群 約3,000頭
うち群れの頭数を把握できていない加害群 15群

イ 被害状況等

・農作物被害の状況

管理捕獲を開始した平成19年度からほぼ横ばいの状況
(平成27年度 被害金額60百万円(前年度比△4百万円)、
被害面積40ha(同+1ha)、被害量323t(同△10t))

・生活環境被害・人身被害

年度ごとに被害件数の増減があるものの、一定の被害が継続して発生している。

ウ 捕獲等の状況

- ・第1期特定鳥獣保護管理計画を策定した翌年となる平成20年度以降は、市町村の管理捕獲体制が整ったことから、管理捕獲が捕獲の大部分を占めている。
- ・平成23年度以降、年間千頭程度の捕獲数で推移

(平成27年度 有害捕獲52頭、管理捕獲925頭)

（2）管理の目標

農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人との共存を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の健全な維持を図るという視点から、以下の2点を管理目標とする。

ア 農作物被害の軽減及び生活被害の根絶

イ 地域個体群の健全な維持

（3）目標を達成するための施策の基本的な考え方

ア 個体群管理

群れの生息状況や加害の程度（加害レベル）などを把握した上で、群れごとに管理方針を決定して管理する「個体群管理」を基本とする。

イ 加害レベルの低減に向けた取り組みの実施

群れの加害レベルを下げる基本を前提とし、被害防除の取り組みを個体数調整や生活環境整備等を効果的に組み合わせて対策を実施する。

ウ 計画的な管理の実施

ア、イの考え方を踏まえ、各群れごとの状況に応じた中長期的な目標を定める。

また、中長期的な目標に向けて、この計画期間内の対策実施予定を定め、必要に応じて次年度以降の対策実施に反映するフィードバック管理を行う。

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

（1）有害捕獲

人身被害が発生するおそれがある場合には、加害レベルによらず加害個体を特定して捕獲する。

（2）管理捕獲

群れごとの目標に向け、被害防除の取り組みを基本としつつ、生活環境整備と併せて加害レベルに応じ適切な捕獲を行う。

7 第二種特定鳥獣の生息環境に関する事項

（1）被害防除対策

ア 誘引要因の除去

農地及び人家周辺など人の生活圏をサルに餌場と認識させないよう、誘引要因の除去を徹底する。

イ 追い払い ウ 緩衝帯の設置 エ 耕作放棄地等対策の実施
オ 柵の設置等による被害防除の強化 ハ 地域ぐるみの対策

（2）生息環境の整備

県有林等を中心に広葉樹林の保全整備や針広混交林への誘導などの森林の保全・整備を進める。

（3）モニタリング

県は、市町村などの協力を得ながら、管理に必要な事項について毎年度、モニタリングを実施する。モニタリングについては、サルの生息状況、被害状況、対策状況などを総合的に把握し、事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用する。

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

（1）計画の実施体制

計画の策定、計画の実行、評価検証・見直しの各段階において、県、市町村、農業者、地域住民等ごとの役割を定め、連携して実施する。

（2）普及啓発

（3）関係都県との連携

9 群れ別の目標・対策

各群れ別に中長期的な目標を設定。

その管理目標を踏まえて、この計画期間内に行う短期的な対策実施予定を設定。



第2期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画（案）

平成29年3月策定

山 梨 県

目 次

1 計画策定の目的及び背景	1
2 管理すべき鳥獣の種類	1
3 計画の期間	1
4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	1
5 第二種特定鳥獣の管理の目標	1
(1) 現状	1
ア 生息環境	1
イ 生息状況	2
ウ 被害状況等及び被害防除対策状況	4
エ 捕獲等の状況	6
(2) これまでの被害防除対策及び捕獲による成果及び問題点	8
ア 被害防除対策	8
イ 個体数調整	8
ウ 生息環境整備	8
エ 生息状況調査	8
(3) 管理の目標	8
(4) 目標を達成するための施策の基本的考え方	9
ア 個体群管理	9
イ 加害レベルの低減に向けた取り組みの実施	9
ウ 計画的な管理の実施	10
6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	12
(1) 個体数調整	12
ア 有害捕獲	12
イ 管理捕獲	12
ウ 捕獲方法	12
7 第二種特定鳥獣の生息環境に関する事項	12
(1) 被害防除対策	12
ア 誘引要因の除去	12
イ 追い払い	13
ウ 緩衝帯の設置	13
エ 耕作放棄地等対策の実施	13
オ 柵の設置等による被害防除の強化	13
カ 地域ぐるみの対策	13
(2) 生息環境の整備	14
(3) モニタリング等	14

ア 生息状況.....	14
イ 被害状況.....	14
ウ 対策実施状況.....	14
8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項.....	14
(1) 計画の実施体制	14
ア 計画の策定.....	15
イ 計画の実行.....	15
ウ 評価・検証、見直し.....	16
(2) 普及啓発・広報活動	16
(3) 関係都県との連携	17
9 群れ別の管理目標.....	17
(1) 中長期的な目標の設定状況.....	17
(2) 短期的な対策の設定状況.....	17
10 参 資 料.....	19
参考資料 1 : 被害防止計画・管理区域等対象一覧.....	20
参考資料 2 : 群れ別生息状況一覧.....	21
参考資料 3 : 農作物被害の推移	24
参考資料 4 : 生活環境被害・人身被害の推移.....	24
参考資料 5 : 被害防除対策状況一覧.....	24
参考資料 6 : 捕獲数の推移	27
参考資料 7 : 市町村別捕獲数の推移.....	28
参考資料 8 : 市町村別これまでの成果及び問題点一覧.....	28
参考資料 9 : 加害レベル判定基準表.....	33
参考資料 10 : 加害レベルに応じた被害対策.....	34
参考資料 11 : 加害レベル別の群れ状況イメージ.....	35
参考資料 12 : 群れ別中長期的な目標設定例.....	36
参考資料 13 : 生息状況の把握程度.....	36
参考資料 14 : 年間実施計画の手順.....	37
参考資料 15 : 群れ別中長期的目標.....	39
参考資料 16 : 群れ別短期的対策予定.....	41
参考資料 17 : 国・県・市町村の役割.....	45
参考資料 18 : 事業スケジュール.....	46
参考資料 19 : 過去の分布状況.....	47
参考資料 20 : ニホンザルに係る特定計画策定の経緯.....	48
参考資料 21 : ニホンザルの生態.....	47

1 計画策定の目的及び背景

本県では、県内に生息するニホンザルによる農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人との共存を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の健全な維持を図ることを目的として、平成19年7月に特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）を、平成24年3月には第2期特定鳥獣（ニホンザル）保護管理計画を策定し、保護管理事業を実施してきた。

平成26年5月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、これまでの保護のための管理から積極的な管理（鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ又はその生息範囲を縮小させること）に向けて、計画体系の見直しが行われ、これに併せて、新たに第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画を策定した。

同計画が平成28年度末に満了となるが、ニホンザルの生息状況、農林業被害状況等を鑑み、ニホンザルの適正な管理を行うため、第2期第二種特定鳥獣管理計画を策定し、引き続き、個体数調整、被害防除対策、生息環境整備等を実施するものとする。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル（以下「サル」という。）

3 計画の期間

上位計画である第12次鳥獣保護管理事業計画と同一期間とし、次のとおりとする。

平成29年4月1日～平成34年3月31日（5年間）

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内27市町村のうち、サルの生息が確認され、対策が必要な以下の21市町村

富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、西桂町、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村（以下「管理区域」という。）

（P20 参考資料1 「被害防止計画・管理区域等対象一覧」）

5 第二種特定鳥獣の管理の目標

（1）現状

ア 生息環境

本県は日本列島のほぼ中央に位置している（東端東経139度08分04秒（上野原市）～西端東経138度10分49秒（南アルプス市）、南端北緯35度10分6秒（南巨摩郡南部町）～北端北緯35度58分18秒（北杜市））。

地形は、甲府盆地を中心に、北東部に秩父山地、西部には南アルプス（赤石山地）、南北に巨摩山地が連なり、北部に八ヶ岳、茅ヶ岳が広い裾野を広げている。南部には静岡県境をまたぐ富士山（3,776m）と、その北側に御坂山地が、東には神奈川県境をまたぐ丹沢山地が続いている。

また、代表的な河川として、駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川、相模湾へ

注ぐ相模川水系の桂川が流れている。また、東京湾に注ぐ多摩川水系の丹波川、小菅川がある。

県土面積は4,465km²でわが国の総面積の1.2%にあたり、県土の77.8%は森林で占められ、その44.2%が人工林である。また、森林面積の58.1%が保安林に指定されている。森林に続く土地利用形態は農用地が5.4%、宅地が4.2%、道路が2.6%、水面・河川・水路が2.1%で、その他が7.9%となっている。

植生は、地理的特徴を反映して暖帯から寒帯まで幅広い気候帯を持つため多様な植物種や植物群落が見られる。暖帯は常緑広葉樹林帯、温帯はナラを代表とする落葉広葉樹林帯となっており、亜高山帯（海拔1,600mから2,400m）にはコメツガなどの常緑針葉樹林帯が広がっている。さらに、南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔2,400m以上の寒帯にはハイマツがあり高山植物の宝庫となっている。

以上のような環境特性から、本県は本来多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境条件に恵まれている。しかし、開発や森林の変化、中山間地域を取りまく環境の変化等により野生鳥獣の生息環境は大きく変化した。

その結果、生息数が減少する種が見られる一方、生息数が増加し人間活動との軋轢が大きな社会問題となっている種も現れている。

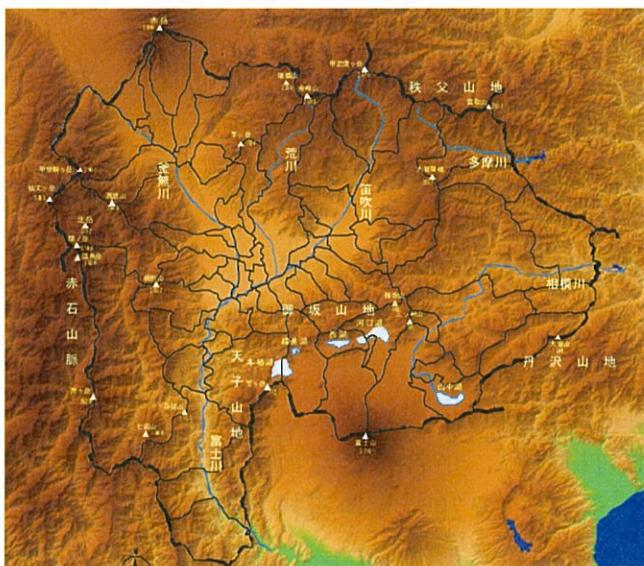


図1 山梨県の地形概要

イ 生息状況

(ア) 推定生息数

各市町村に対し、農業被害、生活被害を発生させている群れ（以下「加害群」という。）について調査した結果、以下のとおりとなった。（平成28年度調査時点）

- ・把握している加害群 63群

うち、群れの頭数を把握できている加害群 48群 約3,000頭

うち、群れの頭数を把握できていない加害群 15群

このほか、県内には、把握できていない加害群、加害群ではない群、群れに属さないオスのハナレザルが生息している。

（P21 参考資料2 「群れ別生息状況一覧」）

(イ) 生息域

県内に主な生息域のあるサルの生息状況について、4つの地域個体群が確認されており、それぞれ南アルプス地域個体群、茅ヶ岳地域個体群、秩父地域個体群、三ツ峠地域個体群と呼ばれている。

加害群 63 群の分布については、次のとおり。

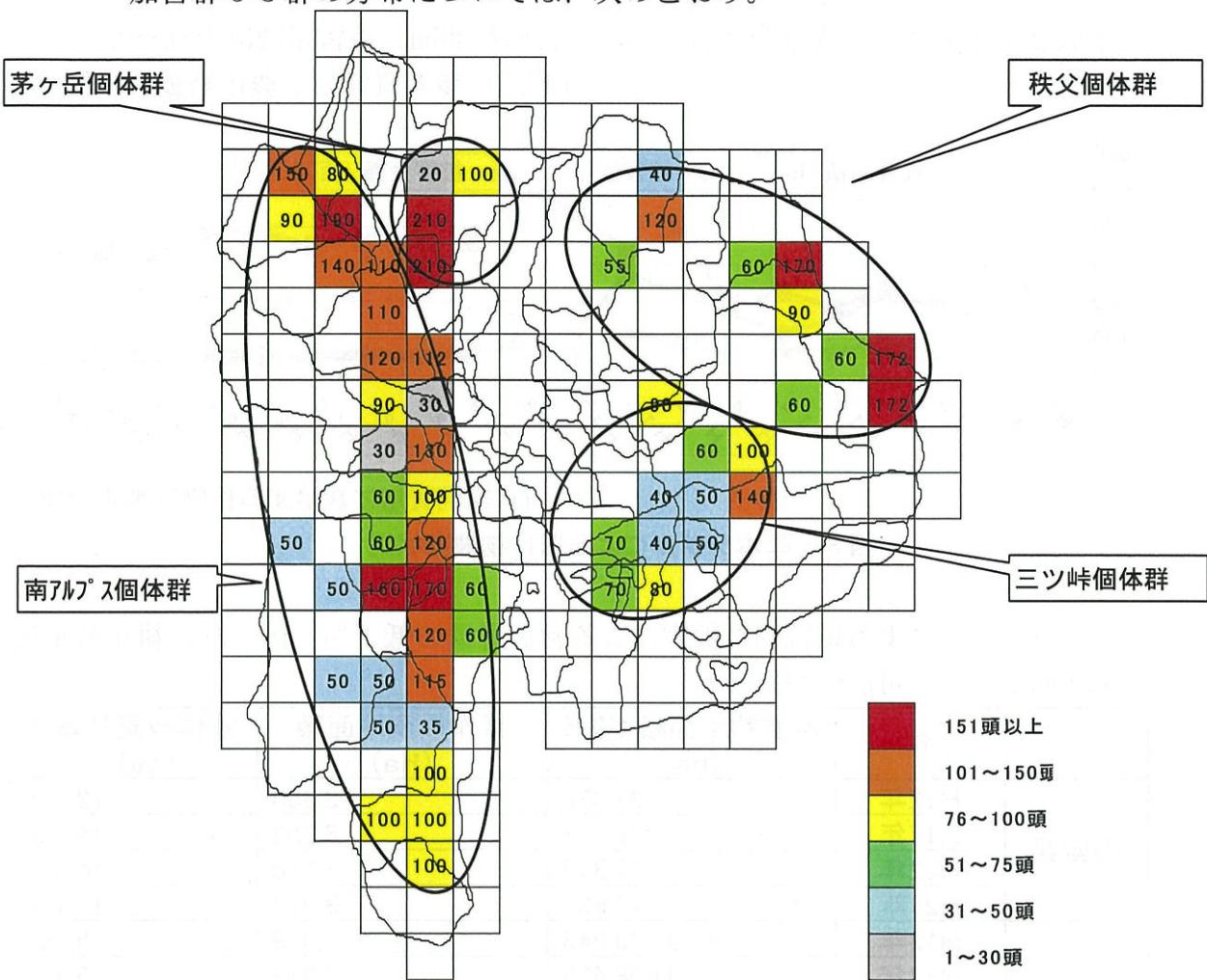


図2 個体群の分布

◎ 分布状況算出方法

① 頭数設定

頭数が範囲や不明な場合の群れについて以下のように一定の数字に置き換えた。

・範囲→中間値

・不明→60頭～上記方法により算出した頭数判明群れの合計頭数2824頭を頭数判明群れ数48で除した数(58.83÷60)を不明の場合の頭数と置く。

② 分布状況

・一つの群れが二つのメッシュに跨がり生息域がある場合、二つのメッシュに当該群れの頭数を計上した。

このため、メッシュ上に記載された頭数の合計は、複数メッシュ移動群れの重複分を含んだ数字となっている。

地域個体群名	市町村名
茅ヶ岳	北杜市(明野、須玉、高根地区)
三ツ峠	富士吉田市、都留市、大月市、笛吹市、甲州市、西桂町、鳴沢村、富士河口湖町
秩父	山梨市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村
南アルプス	韮崎市、南アルプス市、北杜市(白州、武川、小淵沢地区)、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町

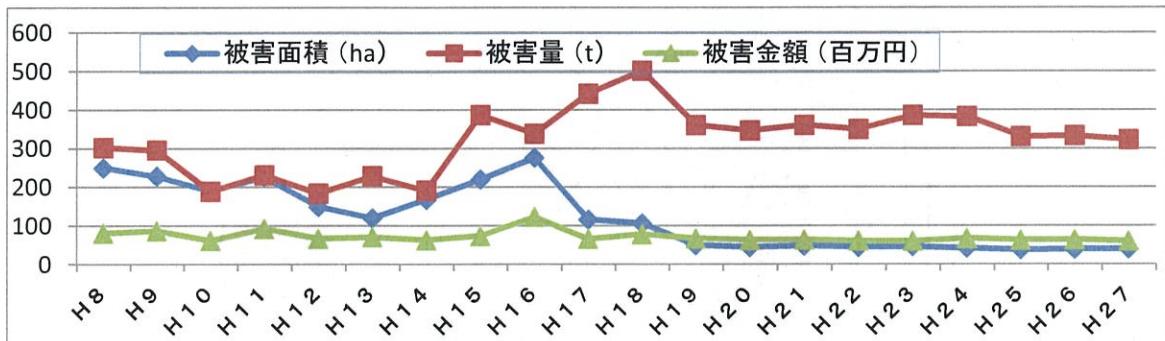
ウ 被害状況等及び被害防除対策状況

(ア) 被害等の状況

(a) 農作物被害の状況

農業者等から市町村に報告のあった農作物被害は、被害面積、被害量、被害金額とも、サルの管理捕獲を開始した平成19年度からほぼ横ばいの状況にあり、平成27年度は、被害金額60百万円、被害面積40ha、被害量323tとなった。

(P24 参考資料3：農作物被害の推移)



(自家消費用に栽培する作物は調査対象外)

図3 ニホンザルによる農作物被害状況

一方、サルによる継続的な被害による営農意欲の低下も一因となり耕作放棄地が増加している可能性がある。

	年	経営耕地面積(※1) (ha)	耕作放棄地面積 (ha)	耕作放棄地率 (%)
山梨県	H12年	21,328	2,959	12.2%
	H17年	18,931	3,252	14.7%
	H22年	17,817	3,118	14.9%
	H27年	14,632	3,014	17.1%
全国	H12年	3,883,943	210,019	5.1%
	H17年	3,608,428	223,372	5.8%
	H22年	3,353,619	214,140	6.0%
	H27年	- (※2)	217,933	

(出典:やまなし農業大綱、H27年度農林業センサス(農林水産省))

※1:農家(経営耕地面積10a以上又は農業生産物の総販売額が年間15万円以上あった世帯)が経営する耕地の面積
※2:H27年度農林業センサスより、※1の調査項目が廃止された

表1 耕作放棄地面積の推移

(b) 生活環境被害・人身被害

サルによる騒音、人家侵入などの生活被害や人に対する威嚇行為などの人身被害について、年度ごとの被害件数の増減はあるものの、一定の被害が継続して発生しており、生活にあたえる影響は大きい。

(P24 参考資料4：生活環境被害・人身被害の推移)

(イ) 被害防除対策等の状況

追い払い、警報装置の設置等の被害防除対策、生息環境整備、生息状況調査、地

域人材の育成等の被害防除対策を行った。

(P24 参考資料5：被害防除対策状況一覧)

(a) 被害防除対策

①追い払い等

住民、農業者、市町村、獣友会、NPO団体等による追い払いが実施された。

モンキードックを用いた追い払いを実施している地域もある。

また、生息状況調査や接近警戒システムを導入し、効果的に追い払いを実施している地域もある。

②警報装置

サルの群れに発信器を装着し、受信機により把握した群れの位置、移動方向等を電子メール等により住民に情報提供する取り組みを一部の市で始めている。

③防護柵の設置

簡易柵及び電気柵を平成27年度までに累計で3,835ha設置した。

		H22まで	H23	H24	H25	H26	H26まで	H27
獣害防止面積 (ha)	計画	2,300	278	290	317	315	3,531	214
	実施	2,300	335	305	274	317	3,531	304

(b) 生息環境整備

①環境整備

農地及び人家周辺等における誘引要因の除去、農地周辺の雑木、藪、雑草等の刈り払いを行っている。

農地及び人家から離れた場所を中心に、現存する広葉樹林の保全・整備、針葉樹林の針広混交林への誘導など、サルの生息が可能で多様な自然植生の維持・回復に資する森林の保全・整備を推進している。

また、農地に接する山林などの間に緩衝地帯を設置し、サルが農地侵入しにくくなる環境を作っている。

また、集落環境診断を実施している。

②普及啓発

各市町村において、集落環境診断の結果周知やサルの生息状況など地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等により、住民等に対しサルに関する基本的知識の普及、住民自らが取り組める対策の普及啓発に努めている。

(c) 生息状況調査

群れの生息状況等を把握するため、各市町村が主体となり、アンケート、聞き取り、出没カレンダー、直接観察法、テレメトリー等の方法で調査を行っている。

テレメトリー調査では、最近では、GPSを利用した発信器も使われており、位置情報をを利用して接近情報警報に活用し、その後の追い払い等に活用している例もある。

(d) 地域人材の育成

鳥獣害対策は、集落の実情に応じた対策を講じていくことが重要であるため、集落ぐるみの対策の中心となる鳥獣害防止対策集落リーダー育成研修会を開催し、

集落リーダーの確保・育成を図っている。

平成25年度からは高い専門知識を有する鳥獣被害対策専門員3名を委嘱し、鳥獣害防止技術指導員への助言や地域ぐるみの活動への支援を行っている。

また、集落リーダーの活動を支援する鳥獣害防止技術指導員の資質向上研修会を開催している。

工 捕獲等の状況

(ア) 目的別捕獲数

平成18年度までは有害捕獲での捕獲であったが、平成19年度に特定鳥獣保護管理計画を策定し、その翌年の平成20年度以降は、市町村の管理捕獲体制が整ったことから、管理捕獲が大部分を占めている。

平成23年度以降、年間千頭前後の捕獲数で推移しており、平成27年度では、有害捕獲が52頭、管理捕獲が925頭となっている。

(P27 参考資料6：捕獲数の推移)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
有害(頭)	196	368	456	219	672	268	43	79	124	123	231	132	183	52
管理(頭)	0	0	0	0	0	133	818	644	732	796	1,198	885	1,000	925
計	196	368	456	219	672	401	861	723	856	919	1,429	1,017	1,183	977

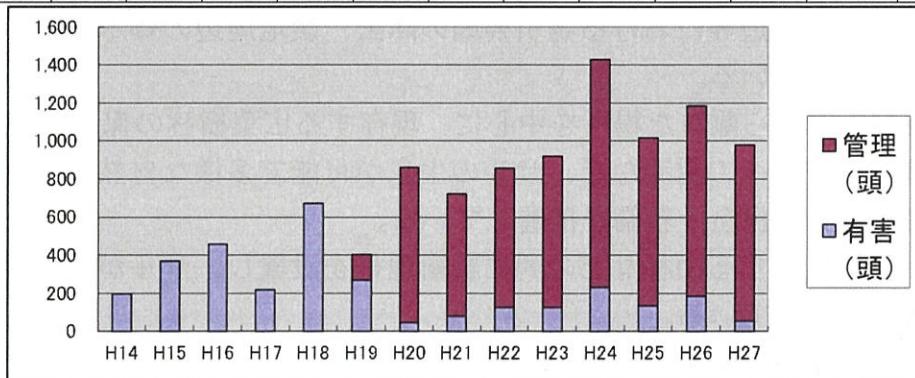


図4 有害捕獲・管理捕獲別捕獲数

(イ) 管理捕獲の実施場所

管理捕獲の実施場所について、平成23年度と平成27年度のメッシュ別捕獲場所により比較した(図5、6)。

その結果、秩父個体群エリアにおいて、新たに市町村が管理捕獲の取り組みを開始したメッシュが数カ所あった。また、南アルプス個体群が生息する峠南エリアで、もともと一定数の捕獲があったメッシュにおいて管理捕獲頭数の増加が見られた。これは、有害捕獲と生息域の拡大や被害の拡大等に伴い、有害捕獲から管理捕獲による計画的な捕獲に移行した結果と思われる。

(P28 参考資料7：市町村別捕獲数の推移)

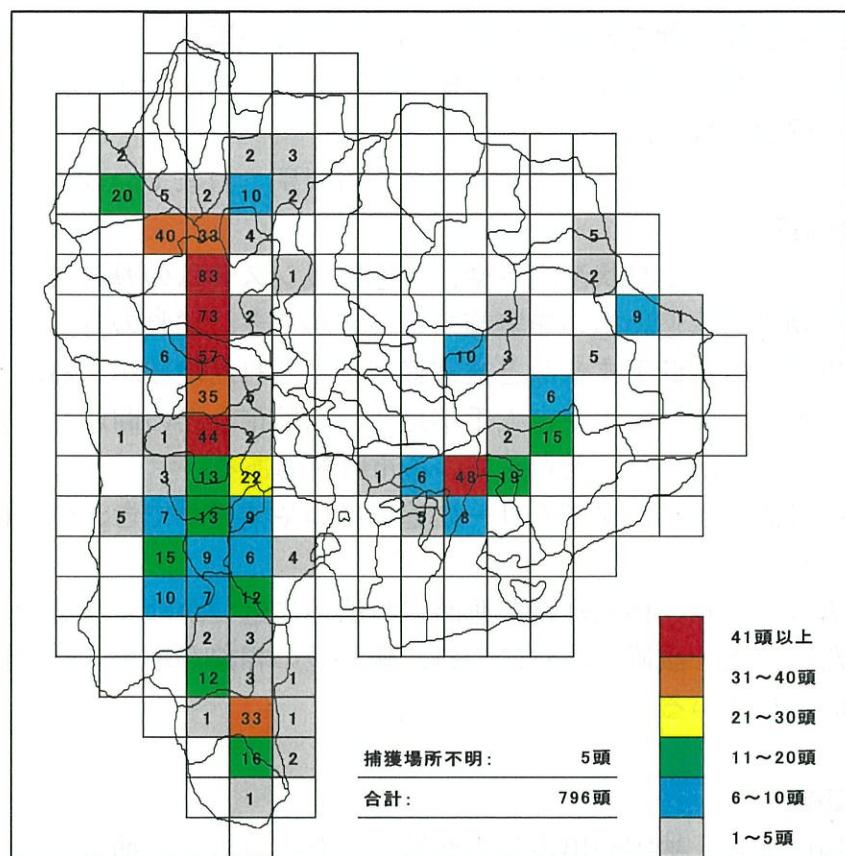


図5 捕獲メッシュの分布 (平成23年度)

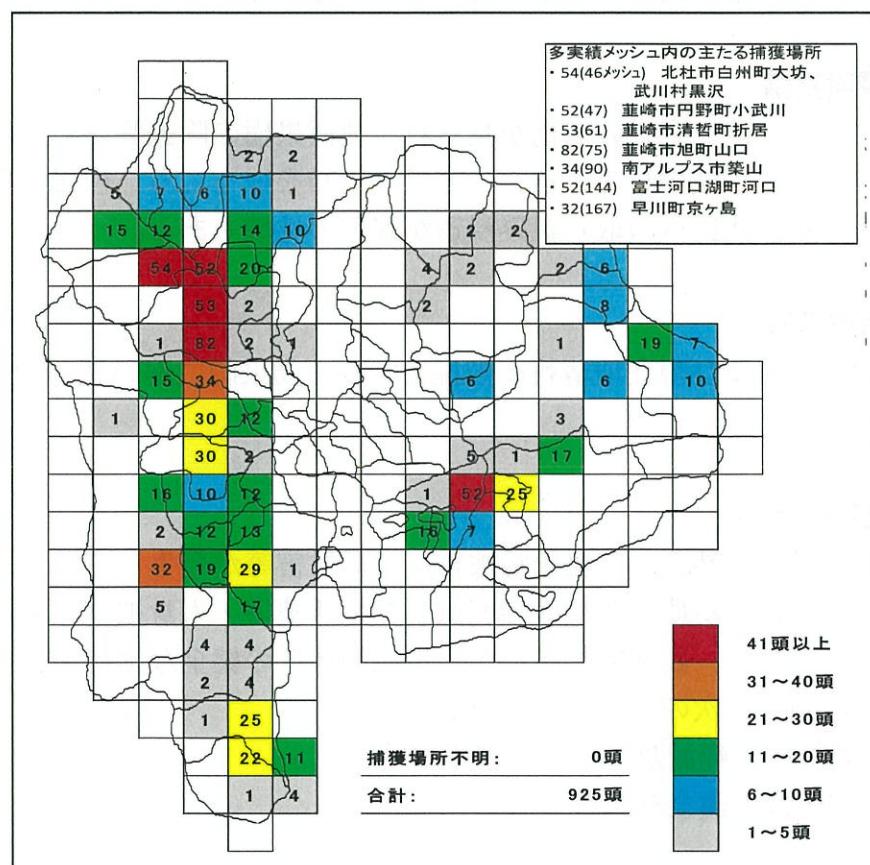


図6 捕獲メッシュの分布 (平成27年度)

(2) これまでの被害防除対策及び捕獲による成果及び問題点

これまで行ってきた被害防除対策及び捕獲実施に対し、各市町村が考える成果及び問題点について、確認を行った。

(P28 参考資料8：市町村別これまでの成果及び問題点一覧)

ア 被害防除対策

追い払いについて、生息状況調査や、接近警戒システムの導入により、住民や猟友会と連携した効果的な追い払いを実施することができ、群れの行動域が変化し農地や住宅地への出没頻度が低下するなど被害軽減が図られた地域がある。しかし、問題点として、担い手への負担集中や、人手不足及び高齢化などの問題や、追い払い自体が根本的な解決につながらないと考えている市町村もある。

警報装置の設置により、タイムリーに追い払いや捕獲ができ、効率的に被害の減少が図られている。

防護柵の設置により、移動経路が遮断され農地に近づかなくなるなど被害防除効果が認められた。また、設置が進むにつれ、柵設置の相談が増え、自己防衛を進んで行う意識が熟成されている。

イ 個体数調整

捕獲の実施により、被害や出没報告が減少した。一方で、捕獲を行っても被害が減少しないと感じている地域もある。また、多くの市町村で、担い手である猟友会員の高齢化等による今後の担い手不足が懸案となっている。

ウ 生息環境整備

周知等により、住民意識の変化が見られ、放置果樹の除去等をしっかり実施している地域では、被害が減少している。一方で、周知を行っても、住民の取り組みが伴わない地域もあり、住民への取り組み浸透が課題の地域もある。

エ 生息状況調査

生息状況の把握及び現在地情報の把握により、効果的に追い払いや捕獲が実施することができた。

(3) 管理の目標

県内においては、依然として農作物被害、生活被害等が発生していることから、引き続き「ニホンザルによる農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人の共存を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の健全な維持を図る」という視点に立って、本計画では次の2点を管理目標とする。

- ① 農作物被害の軽減及び生活被害の根絶
- ② 地域個体群の健全な維持

(4) 目標を達成するための施策の基本的考え方

管理の目標を達成するため、以下の基本的方針に従い施策を実施するものとする。

ア 個体群管理

サルの管理は、サルが基本的に群れで行動する動物であるため、群れの生息状況や加害の程度(加害レベル)などを把握した上で、群れごとに管理方針を決定して管理する「個体群管理」を基本とする。

イ 加害レベルの低減に向けた取り組みの実施

平成26年4月に環境省と農林水産省が発表した「ニホンザル被害対策強化の考え方」では、「加害群の状況に応じて全頭捕獲や加害群の個体数削減などの捕獲を進め、追い上げや侵入防止等の対策を並行して実施し、10年後(平成35年度)までに加害群の数を半減させることを目指す」ことが目標とされている。

これは単純に捕獲による加害群数の削減だけを目指すものではなく、加害の程度は群れによって異なるため、群れの加害レベルを評価した上で、目標を明確にした計画的な捕獲と、効果的な被害防除対策を組み合わせて実施することにより、加害レベルを下げることも含まれている。

この計画でも、群れの加害レベルを下げることを基本に、群れの特性に応じた効果的な対策を実施するものとする。その加害レベルの判定及び対策の取り組みの方針は次のとおり。

(ア) 群れによる被害の多様性を考慮

サルは群れ単位で行動するが、その行動様式を見ると個性的であり、被害を及ぼさないものから重大な被害を及ぼすものまで多様である。一般に、被害の程度はサルの行動変化と相関しているといわれている。

例えば、人間との接触機会の少ない群れは人間の姿を見るだけで逃げ出して人間との軋轢は生じないが、市街地や農地への出没機会の多い群れは人馴れの程度が進み、農作物被害や軽微な生活被害が増加する傾向にある。最終的には人家への侵入やそれに伴う人身被害発生の危険度が高まり、人身被害も生ずることになる。

こうした特性を考慮して、対策を検討する必要がある。

(イ) 群れの加害レベルの判定と被害対策の選択

被害対策は、各群れの加害レベルに応じて「加害レベル判定基準表」により判定した「加害レベルに応じた被害対策」に基づき実施する。

(P33 参考資料 9 : 加害レベル判定基準表)

(P34 参考資料 10 : 加害レベルに応じた被害対策)

(P35 参考資料 11 : 加害レベル別の群れ状況イメージ)

サルの行動に着目して群れの加害行動を6段階に分類し、この6段階の群れの加害レベルに従って群れごとに対策を講ずることで、本計画が掲げるサルと人間との共存及び地域個体群の健全な維持を目指す。

なお、被害を発生させていない群れに対しては、かく乱につながる関与は避ける。

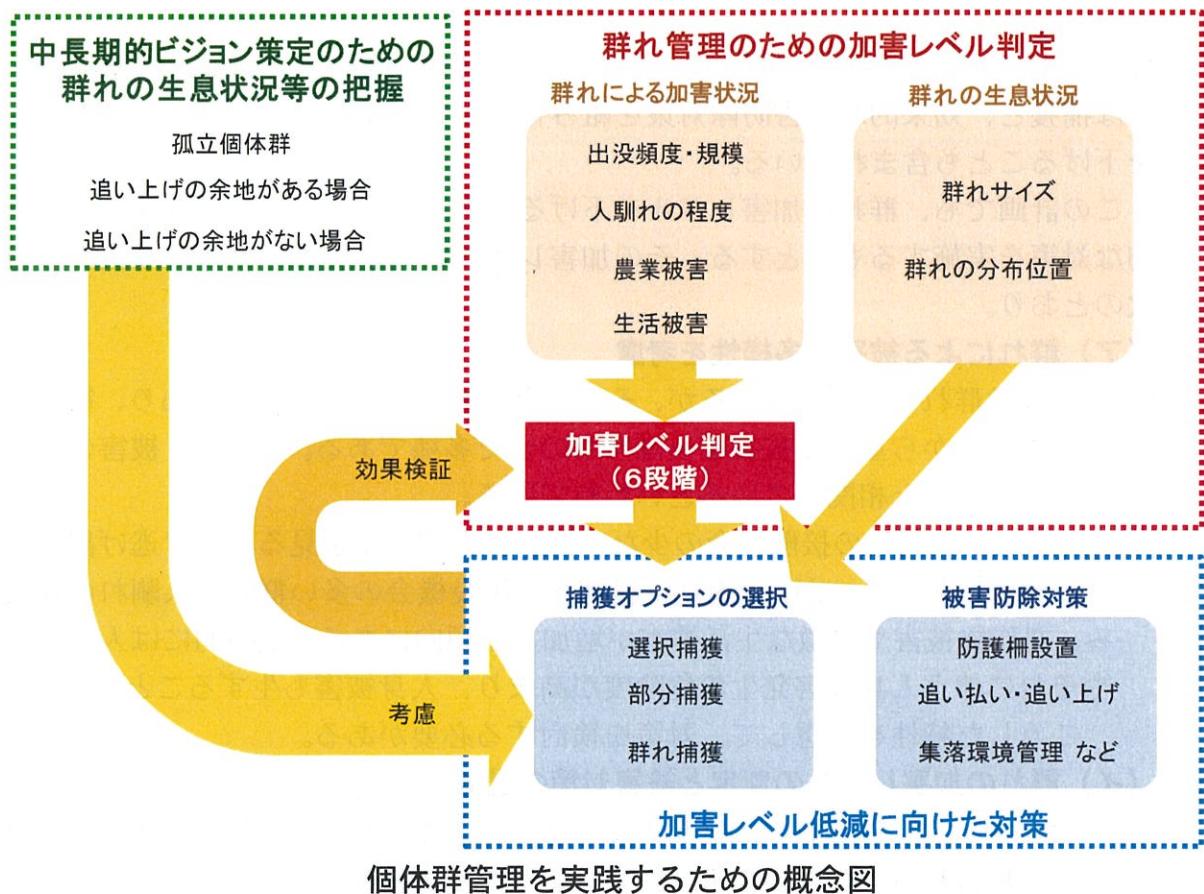
(ウ) 被害防除対策、個体数調整、生息環境整備等を組み合わせての実施

サルの管理は群れの生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、生息地域ごとに、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備、モニタリングを効果的に組み合わせて実施する。

(エ) 被害防除の取り組みを基本

被害の発生や加害レベルの上昇は、群れに対する地域の防除圧が相対的に低下することにより、人馴れや農地等への定着が進むことがその大きな要因であると考えられる。

適切な被害防除対策は地域個体群の維持だけでなく、被害の発生や加害レベルの上昇の抑制に資するものであることから、対策は被害防除の取り組みを基本とし、個体数調整をする場合は、群れの状況等に十分注意をしながら実施する。



ウ 計画的な管理の実施

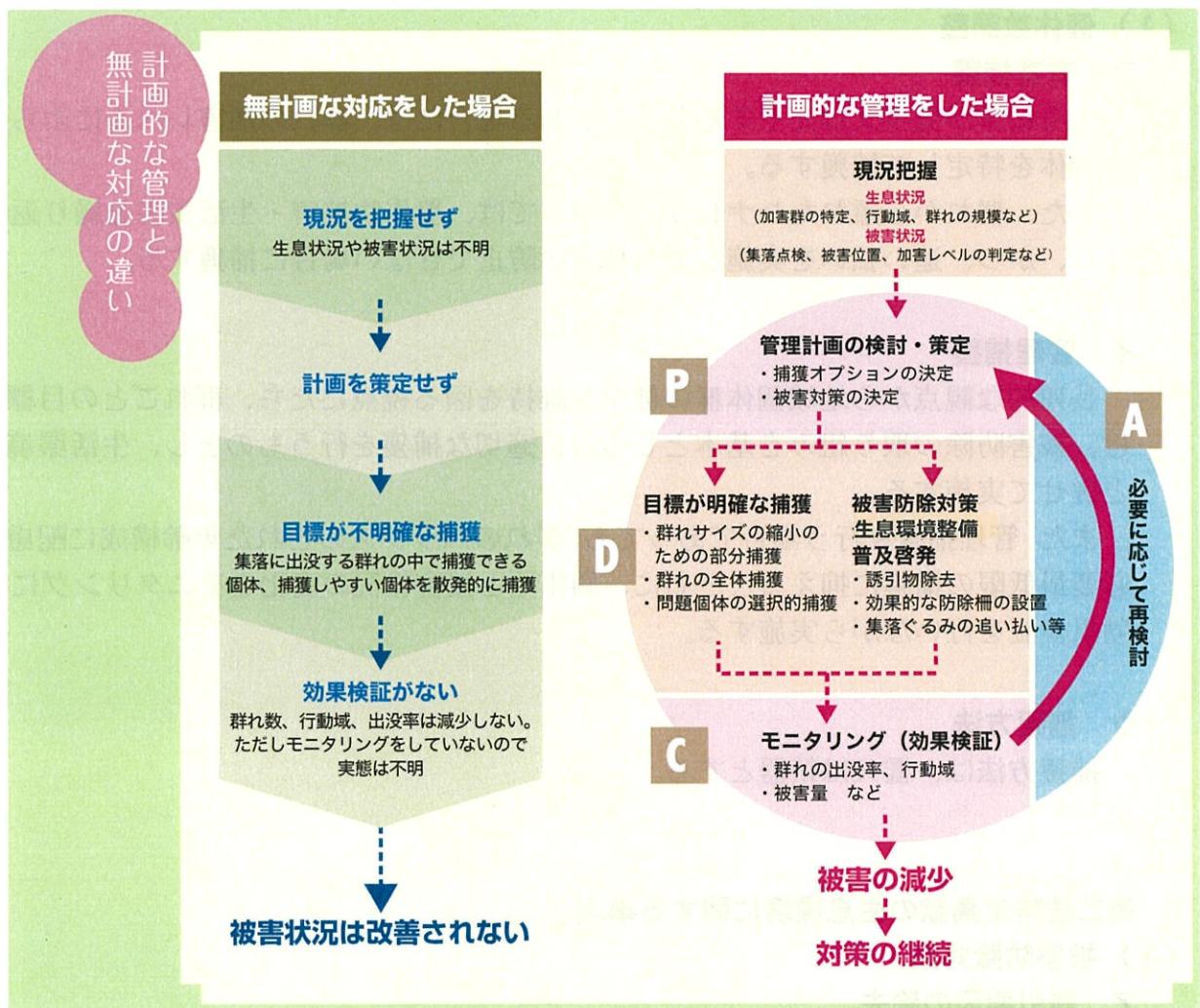
ア、イの考え方を踏まえ、各群れの生息状況、被害状況等を考慮のうえ、管理の目標である「農作物被害の軽減及び生活被害の根絶」「地域個体群の健全な維持」を達成するため、各群れごとの状況に応じた中長期的な目標を設定することが必要。

(P 36 参考資料 1 2 : 群れ別中長期的な目標設定例)

また、中長期的な目標を踏まえ、その目標に向けて、この計画の期間内において、どのような対策を行うか短期的な対策実施予定を定める。また、計画実施中に、年度

ごとの対策実施状況について把握を行い、必要に応じて次年度以降の対策実施に反映するフィードバック管理（PDCA サイクル）を行う。

ポイント：①群れ別の現況把握（加害レベル把握）、②群れ別中長期の目標の設定
③被害防除の取り組みを基本とした対策の実施、④フィードバック管理



6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

目標に向けた管理を実施するにあたり、各群れによる被害実態・生息環境に応じ、対策の柱である「個体数調整」「被害防除対策」「生息環境整備」の3つの施策を効果的に組み合わせて実行する。また、その前提として、生息状況調査を行うものとする。

(1) 個体数調整

ア 有害捕獲

人身被害が発生又は発生するおそれがある場合には、群れの加害レベルによらず加害個体を特定して捕獲する。

また、群れから離れたハナレザルについては、農作物被害・生活被害を繰り返し起こし、かつ、追い払いを実施しても被害が防止できない場合に捕獲する。

イ 管理捕獲

長期的な観点から地域個体群の健全な維持を図る視点にたち、群れごとの目標に向け、被害防除の取り組みを基本としつつ、適切な捕獲を行うものとし、生活環境整備と併せて実施する。

また、管理捕獲を行う場合であっても、群れのバランスのとれた年齢構成に配慮し、必要最低限の捕獲に抑えるとともに、個体数と被害状況の変化をモニタリングによる効果検証を行ながら実施する。

ウ 捕獲方法

捕獲方法は、檻又は銃器とする。

7 第二種特定鳥獣の生息環境に関する事項

(1) 被害防除対策

ア 誘引要因の除去

農地及び人家周辺などの生活圏をサルに餌場と認識させないよう、次の事項に留意し、サルの誘引要因の除去を実施する。

(ア) 農地周辺

山林と農地の間の雑木、藪、雑草等は、サルの隠れ場所となり農地への出没を容易にしてしまうため、刈り払いを行い、サルが近づきにくい環境をつくる。

また、農地の野菜や果実の取り残し、放棄果樹、廃棄果実の放置は実質的に餌やりと同じ効果をもたらし、サルを誘引、定着させる要因となるため、全て収穫するか廃果を埋めるなど適正な処分を行う。

(イ) 人家周辺

サルの好む生ゴミや果実等は、サルを誘引、定着させる要因となるため、屋外に生ゴミを置かないことや、庭先の果実の収穫等を徹底する。

イ 追い払い

追い払いとは、サルが農地や人家周辺へ出没した時、花火、爆竹、銃器、モンキードック等を使用して追い出す方法であり、このような時に住民が中心となって追い払いを行わないと、サルの人への恐怖心が希薄となり、人馴れが進行するとともに被害が拡大する。

住民が個別若しくは組織的な追い払いを継続的に実施することで、人に対する恐怖心をサルに植え付けさせることが重要である。また、追い払いに当たっては、事前に農地、人家のない場所を調査し、追い払う場所を定めて実施する必要がある。

さらに、サルの群れにGPSを利用できる発信器を装着し、群れの位置を把握する方法により追い払いをより効果的に実施することができるため、積極的に取り入れる。

ウ 緩衝帯の設置

サルは基本的には臆病で人を恐れる動物であり、隠れ場所がなく見通しの良い農地へ侵入する時には相当警戒することから、農地に接する山林などの間に緩衝帯を設置し、農地と山林の遮断によりサルが農地に侵入しにくくなる環境を作る。

エ 耕作放棄地等対策の実施

農地の耕作状況、被害状況、誘引要因の管理状況など現地調査に基づく、耕作放棄地対策、放棄果樹対策等を実施する。

オ 柵の設置等による被害防除の強化

(ア) 電気柵の設置

市町村、農業団体等は、地域、作物等地域の実情に合わせ必要に応じて大規模な農地を囲い、物理的にサルの侵入を防ぐ電気柵の設置や、農地と森林の境界部に広域電気柵を設置し、棲み分けを図る。なお、県は設置に際し技術的、財政的な支援を行う。

電気柵の効果を継続させるためには、定期的な下草の除去等適切な維持管理が必要であり、市町村において住民、農業者等による電気柵の維持管理組織の設置等を促進する。

(イ) 「獣塀くん」の設置

農業者等は、必要に応じて農地を囲い物理的にサルの侵入を防ぐため、獣塀くん(県総合農業技術センターで開発した多獣種対応型進入防止柵)を設置し農地を保護する。地域の大部分の農業者等が実施することでサルの群れの農地等への定着を抑制する効果が期待される。

カ 地域ぐるみの対策

地域における総合的な被害防除の取り組みとして県、市町村等から支援を受けながら、地域ぐるみで次の取り組みを行う。

(ア) 学習会の開催

サルの生態、被害防止対策に関する知識や技術等の習得や地域リーダーの育成を図る。

(イ) 合意形成

自治会等において被害状況や被害防止対策に関する共通認識を持ち、取り組み方針等の合意形成を図る。

(2) 生息環境の整備

生息環境の整備には、サルを集落に近づかせないようにする集落環境の整備と、奥山などでサルの個体群の存続を将来的に保障していくための環境の整備の2点がある。

前者については(1)によることとし、後段については、サルの生息環境である森林については、手入不足やニホンジカの採食圧等により荒廃が進んでいることから、ニホンジカの個体数調整との連携を図りながらも農地及び人家から離れた場所を中心に、現存する広葉樹林の保全・整備、針葉樹林の針広混交林への誘導など、サルの生息が可能で多様な自然植生の維持・回復に資する森林の保全・整備を推進する。

(3) モニタリング等

県は、市町村などの協力を得ながら、管理に必要な事項について毎年度、モニタリングを実施する。モニタリングについては、サルの生息状況、被害状況、対策状況などを総合的に把握し、事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用する。

ア 生息状況

市町村は、群れ管理を行うため、前提となる生息状況(個体数・出没頻度・行動域)、加害レベル等の現況を把握し、県に報告する。

県は、市町村からの報告に基づき、生息状況、加害レベル等を毎年度取りまとめ、県内のサル群れの生息状況等の全般を把握する。

(P 36 参考資料1 3 : 生息状況の把握程度)

イ 被害状況

市町村は、農業者、農業団体などの協力を得て農作物などの被害額、被害面積などの情報を収集して県に報告し、県は、報告された被害状況を取りまとめる。

ウ 対策実施状況

市町村は毎年度、関係機関の協力を得ながら、個体数調整、被害防除対策、及び生息環境整備などの対策の状況を把握し、県は対策状況を取りまとめる。

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 計画の実施体制

計画の策定、計画の実行、評価検証・見直しの各段階において、県、市町村、農業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体等が連携して実施することとする。

ア 計画の策定

(ア) 県の役割

県は、計画を策定するにあたり、サルの現況について市町村等から情報収集を行い把握し、各市町村の被害防止計画との整合性に留意しながら、行政の研究機関、大学等の研究者、民間の調査機関などの専門家や、行政機関、利害関係者等で構成される「ニホンザル保護管理検討会」を設置し、その計画について検討・評価のうえ、策定するものとする。

(イ) 各市町村の役割

各市町村は、この計画と整合性のとれた「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画を策定し、計画策定に必要な情報を県に提供する。特に次の点を設定すること。

(a) 群れ別の管理目標の設定

①中長期的な目標

各市町村において把握している各群れにおいて、5（4）の基本的考え方に基づき、各群れを最終的にどのような状態とするのか目標を設定する。

②短期的な対策

中長期的な目標を踏まえて、各群れに対し、当該計画期間中にどのような対策を行うか実施予定を設定する。

イ 計画の実行

県、市町村、農業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等多様な実施主体が、それぞれの役割に応じ、事業を実施するものとする。

(ア) 県の役割

(a) 年間実施計画の策定

県は、計画を円滑に推進するため、毎年度市町村が策定した実施計画及び被害地図をとりまとめ、山梨県ニホンザル保護管理検討会での検討を経て、県全体の年間実施計画（「第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画年間実施計画」（以下「年間実施計画」という。）を作成する。

(b) 市町村への支援

県は、市町村が策定する実施計画等への支援・助言を行うとともに、実施計画に基づき市町村等が実施する被害防除等の事業に対して助成を行うとともに、地域野生鳥獣被害対策連絡会議において、広域的な個体数調整等の対策や体制整備等について検討を進めるものとする。

また、個体群管理の必要に応じて市町村が行う生息状況調査について、必要と認める場合は県において調査を行う。

(c) その他

管理事業を効果的に進めるため、各林務環境事務所に設置した地域野生鳥獣被害防止対策連絡会議を通じて広域的な連携・調整を図る。

・市町村、農業者、地域住民等が実施する被害対策に必要な支援・助言を行う専

門職員を配置し、市町村や農業者団体の職員等に向けた最新の知見及び対策手法に関する情報提供や技術指導、新たな対策手法の検討等を行うとともに、引き続き野生鳥獣所管行政と被害対策所管行政が連携して地域ぐるみの取組を支援する。

また、地域による対策が非常に困難な場合は、県は市町村と連携して地域の実態を踏まえて対策を強化する。

(イ) 市町村の役割

市町村は、被害防止計画に基づき、毎年度、「個体数調整」「被害防除対策」「生息環境整備」を組み合わせて、地域に適合した実施計画及び被害地図を作成し、県に提出し、ニホンザル保護管理検討会での協議を経て策定された年間実施計画に基づいて管理事業を推進する。

また、県と連携してサルの出没や地域の被害状況、対策状況を把握し、県に報告するとともに、把握した情報を地域における追い上げ・個体数調整、被害防除対策等に活用する。

さらに、被害防除対策の実施は、地域ぐるみの対策が必要不可欠であるため、必要に応じて県と協力しながら、住民や農業者に対して効果的な対策に関する情報提供や技術指導を行う。

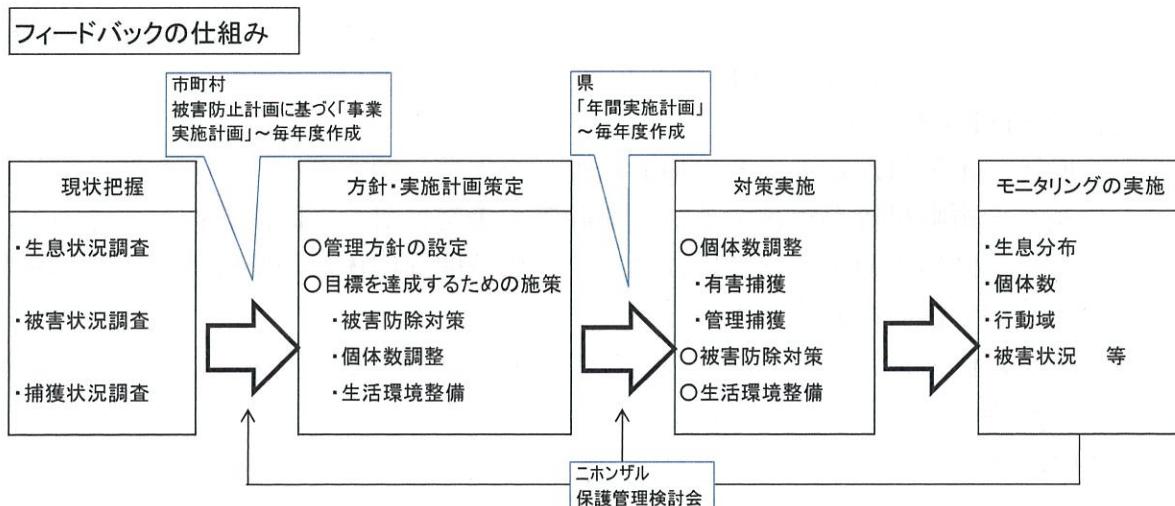
(P 37 参考資料 1 4 : 年間実施計画の手順)

ウ 評価・検証、見直し

県は、イ(ア)に基づき毎年度作成する年間実施計画について、市町村、農林業団体、狩猟者団体等のほか、県研究機関等の協力を得てニホンザル保護管理検討会で評価・検討を行う。

その結果について、各市町村にフィードバックし、市町村が策定する今後の計画等に活用する。

また、年間実施計画の検討結果は、次期計画に反映するものとする。



(2) 普及啓発・広報活動

管理事業の実施に当たっては、住民はもとより幅広い関係者の理解と協力が不可欠で

あることから、県は管理事業の実施状況や調査結果に基づく、サルの生息状況、被害状況、捕獲状況等について、ホームページ等により公表する。

市町村はサルの生息状況など地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等により、住民等に対しサルに関する基本的知識の周知、住民自らが取り組める対策の普及啓発に努める。

(3) 関係都県との連携

県内のサルの生息域は、東京都、神奈川県、長野県にまたがることから、これら関係都県と、生息状況、被害状況及び被害防除対策の実施状況について情報交換を行うとともに、管理事業の効果的な実施に向けて連携する。

9 群れ別の目標・対策

8 (1) ア (イ) に基づき、各市町村が群れ別の中長期の目標の設定を行った。また、その目標を踏まえて、今計画期間中に行う短期的な対策予定を設定した。

この群れ別の目標と、それを踏まえた短期的な対策予定を基に、各年度ごとに対策を実施し、また、その実施状況について把握を行い、次年度以降の対策実施に反映させるものとする。

(1) 中長期的な目標の設定状況

各市町村において設定した群れごとの中長期的な目標は別紙のとおり。

- ・加害状況を把握している群のうち、ほとんどが目標設定しており、特に加害レベルが3以上の群においては、半数以上が加害群の半減を目指としている。
- ・反面、各群れについて十分な把握ができておらず、群れごとの特性に対応した目標設定ができていない場合もある。
- ・今回、群れごとに管理目標を設定したことにより、まずは市町村において加害レベル等各群れごとの特性に応じた管理を行う意識づけにつながった。これを契機に、群れごとの管理を徹底していく。

(P 39 参考資料 1 5 : 群れ別中長期的目標)

(2) 短期的な対策の設定状況

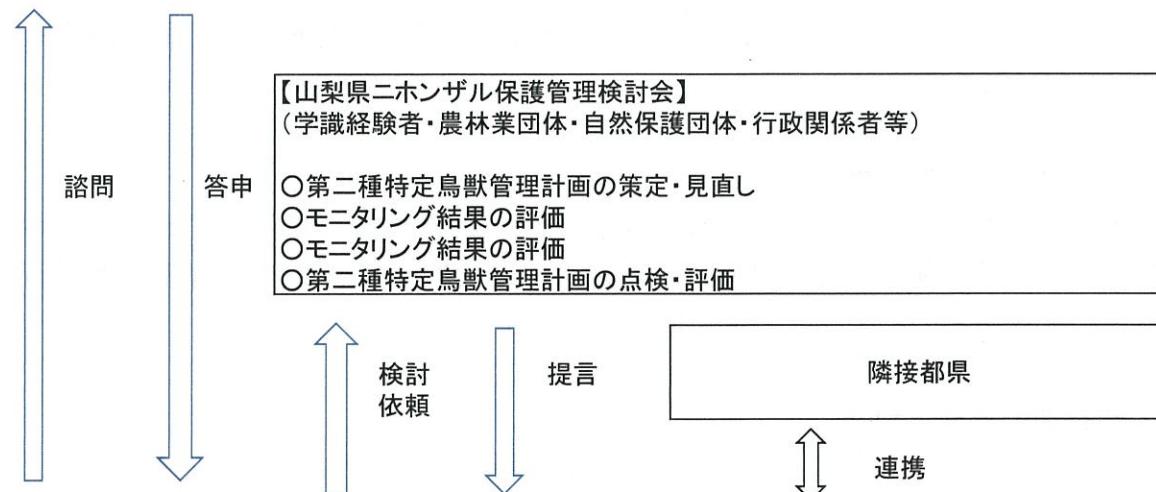
中長期的な目標を踏まえて、各市町村が各群れに対し、今計画中にどのような対策を行うか対策実施予定を設定した。

- ・被害防止対策、個体数調整、生息環境整備及び発信器装着の対策について、各市町村の地域実情に応じた対策を設定している。
- ・反面、各市町村が既に実施している対策を追認した対策であり、必ずしも、中長期的な目標に対して必要な対策となっていないと思われる場合もある。
- ・今後、目標達成に向け、必要とされる対策を実施できるよう、計画的に実施体制を整えていくよう図っていくものとする。

(P 41 参考資料 1 6 : 群れ別短期的対策予定)

ニホンザル管理計画の推進体制

県環境保全審議会



【山梨県・野生鳥獣被害対策連絡協議会】

県担当課、県警生活環境課、市長会、町村会、県獣友会、JA山梨中央会、森林組合連合会、恩賜林保護組合連合会

- 第二種特定鳥獣管理計画の策定・見直し
- 実施計画の策定
- 野生鳥獣被害対策連絡協議会等の運営
- 捕獲許可基準及び狩猟規制の設定
- 被害・捕獲情報の収集・分析
- 隣接都県との情報交換・連携
- モニタリング結果の分析・検討
- 農林業被害対策に対する支援等

【野生鳥獣害被害対策研究チーム】

富士山科学研究所、森林総合研究所、総合農業技術センター、水産技術センター

- 被害現地の分析指導や助言
- 有効な防護方法の研究開発
- 有効な捕獲方法の研究開発

【地域野生鳥獣被害対策チーム】

林務環境事務所、農務事務所等

- 被害集落に対する支援
- 市町村に対する助言、支援
- 農林業者等に対する普及啓発・支援

【地域野生鳥獣被害対策連絡会議】

林務環境事務所、農務事務所、保健福祉事務所、市町村、獣友会等

- 被害防除対策の検討
- 広域連携・調整

助言支援

報告

助言支援

報告

【市町村】

- 市町村別実施計画案の作成
- 被害防除対策の実施・支援
- 被害実態の把握
- 管理捕獲の実施

【地域関係団体等】

- (農林業等関係団体等)
- 被害実態の把握
- 農林業者の支援・指導等(獣友会)
- 個体数調整への協力
- 追い払いへの協力(自然保護団体等)
- 被害防除への協力
- 普及啓発への協力

支援

各地域【農業者、林業者、住民等】

- 被害防除対策の実施
- 管理捕獲の実施
- 被害報告
- 各種地域ぐるみの取組